

事務連絡
令和4年3月29日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会
一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）

外国為替及び外国貿易法に基づくロシア連邦に係る対応措置について

標記について、令和4年3月25日の閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」により、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出を禁止する措置が導入されることとなりました。

これを受けて、財務省は、令和4年3月29日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第19条第1項及び第2項の規定に基づく下記の財務省告示を改正の上、ロシア連邦を仕向地とする支払手段（銀行券及び政府紙幣に限る。）及び貴金属の輸出を財務大臣の許可制とし、令和4年4月5日より適用することとしました。

つきましては、貴協会傘下の旅行者及び旅行サービス手配業者に対し、別添のリーフレットを活用しつつ、下記の改正告示の趣旨を踏まえ、旅行者への適切な案内等が行われますよう周知方お願いいたします。

記

- ・外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成21年財務省告示第225号）

（注1）10万円以下、かつ、人道目的のもの等、一定の適用除外規定があります。

- ・外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号）

（注2）本人が携帯品又は職業用具等として携帯して輸出する場合等、一定の適用除外規定があります。

【参考資料】

1. 令和4年3月29日付報道発表資料
2. 外国為替及び外国貿易法第19条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件（平成21年財務省告示第225号）
3. 外国為替及び外国貿易法第19条第2項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件（平成18年財務省告示第443号）
4. リーフレット「ロシア連邦を目的地とする旅行の手配に関する留意事項について」